

議案第10号

岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例の一部改正について

岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成29年2月27日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例の一部を改正する条例

岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例(平成27年岩倉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「基本計画」の次に「並びに前号の点検及び評価」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(評価部会)

第8条 第3条第2号に規定する所掌事項を審議するため、委員会に評価部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、教育委員会が指名した委員4人以内をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した部会に属する委員がその職務を代理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(岩倉市教育委員会評価委員会条例の廃止)

2 岩倉市教育委員会評価委員会条例(平成26年岩倉市条例第5号)は、廃止する。

(岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年岩倉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「82の項」を「81の項」に改める。

第2条及び第5条第4項中「84の項から105の項」を「83の項から104の項」に改める。

別表中 7 6 の項を削り、7 7 の項を 7 6 の項とし、7 8 の項から
1 0 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。